

〒277-0831 柏市根戸406-4 TEL04-7132-8710 労働相談：月～金の10時から15時 まずは電話で

ホームページ：<http://www.tokatunokai-union.com> : Email：tokatu-center@tokatunokai-union.com

東葛労働相談センター(ブラック企業をなくす東葛の会・千葉東葛ユニオン)に寄せられた2017年の相談件数は、新規相談が38件(継続で115件)でした。多かった相談は●賃金・残業代未払い、●解雇・雇い止め、●パワハラ・セクハラ・いじめでした。【主な相談事例など裏面に掲載】

1月相談事例から これってまさに時間泥棒！

…医療、介護施設の賃金不払い…

K病院勤務Tさんからの「残業代が少ないのでは」の相談です。一日実働5時間30分、8時間、10時間などのシフトで、時給月給ではたらくTさんの昨年1月支給の給与明細を見ると出勤時間216時間となっていました。

1月支給分は12/16～1/15まで31日間、月法定労働時間(31日の月は177.1時間)を超す39時間分余は残業計算となります。K病院はこれまではたらいだ期間2年分の211時間分の未払い割増分を支払いました。

H介護施設の就業規則では、時間外割増賃金は「1日又は1週間の労働時間は実労働時間」で計算、また「深夜の時間帯(午後10時から翌朝5時)に及んだときは…100分の25を深夜勤務手当として支給」と労基法通り定めています。

ところが、Sさんの勤務記録と給料明細をみるとH28年8月分では、月残業時間は10時間18分なのに実際に支払われた残業代は3時間30分、深夜割増分は29時間11分なのに全く支給されていなかったことがわかりました。

TさんやHさんのような残業代不払いは、これまで相談を受けたレストラン、ショッピングセンター、トラック運送、警備職場などで共通しています。まさに時間泥棒です。

「安心して働こう！ 組合に入って無期雇用へ」

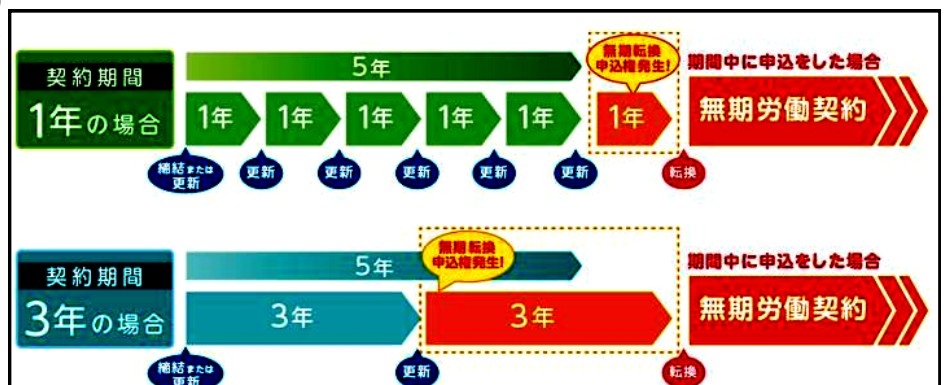
4月から有期雇用5年の「無期転換ルール」がはじまります。契約社員、パート、派遣、アルバイトなど、同じ事業者のもとで通算5年を超えて働いた場合、期限のない労働契約(無期転換契約)へ転換できます。【下図参照】

ただし、申し込みが必要で、申し込まれた事業者は拒否できません。(厚労省)

いきなりの雇い止めや数カ月の空白期間をおくなど無期転換のがれの違法・脱法行為が広がっていますが、各地で労働組合に加入して、はね返すたたかいが広がっています。【会HP 新ページ「無期転換ルール」関連資料で紹介】

「無期転換ルール」の相談は、東葛労働相談センターをご紹介ください。

全国労働相談ホットラインは 0120-378-060 で受付中



労働相談は

東葛労働相談センターへ

電話:04-7132-8710

メール:tokatu-center@tokatunokai-union.com

(電話相談:月～金 午前10時から午後3時まで)

スマホ検索 「東葛労働相談センター」



2018国民春闘学習集会

2月16日(金)午後6時15分から

柏中央公民館 講演:萩原 得誉弁護士

主催:松戸労連・東葛労連・野田地区労連

交流の広場:今回は千葉東葛ユニオン発行の「東葛ユニオン通信」をお届けします。